

共同募金配分金交付基準（NPO法人福祉施設等施設・設備整備費）

（令和 8 年 3 月）

事業実施年	令和 9 年度（令和 9 年 4 月～令和10年 1 月）
対象法人	○特定非営利活動法人
対象施設等	○高齢者、障害者、児童、幼児、一人親家庭等の社会福祉に寄与することを目的に設立された愛知県内の施設。 ○日常の防災・減災や災害時の被災者支援を活動の目的としている愛知県内の施設等。 ※令和 8 年 3 月末までに開所。 ※介護保険事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、営利を目的とする施設を除く。
対象事業等	①建築物関係（増築・補修・改築） ②機器・備品等の整備 【例】 ○授産事業用の機器（ミシン、業務用洗濯機） ○リハビリテーションのための訓練・運動器具 ○食堂テーブル、学習用パソコン、行事用テント ○家電製品（冷蔵庫、電子レンジ、炊飯器） ○防災用の機器・備品、倉庫 ③車両の整備 【車両の整備の留意事項】 ○車両本体、付属品（共同募金受配車表示費用を含む）、自動車登録諸費用を対象とする。 ○JAF等のロードサービス費用、任意保険料は対象としない。 ○適正な車両を選定すること。（ <u>適切とは考えにくい車種、必要以上のグレード、仕様、装備としないこと。</u> ） ○更新（買い替え）の場合、原則として走行距離10万km以上または初年度登録より10年以上経過し、老朽化した車両。
配分申請額・配分率	配分申請額 概ね10万円以上100万円以内（100万円が上限） 配分率 当該事業に必要と認められる額の 3 / 4 以内の額とする。 （1万円未満切り捨て）
その他	○上記以外の事項は「社会福祉法人愛知県共同募金会配分規程」による。 ○配分を受けて行った事業について、愛知県共同募金会及び中央共同募金会のウェブサイト等において情報公開が可能であること。